

## 香川高等専門学校学生懲戒等に関する規程

令和7年2月26日制定

### (趣旨)

**第1条** 本規程は、香川高等専門学校学則（以下「学則」という。）、香川高等専門学校学生準則及び学生心得（以下「学生準則等」という。）に違反した学生に対する懲戒・注意（以下「懲戒等」という。）について必要な事項を定める。

### (懲戒等の種類)

**第2条** 学則第42条に定める懲戒の種類は、次の各号のとおりとする。

- 一 退学：学生としての身分を喪失させる。
- 二 停学：一定期間の謹慎を通して、反省及び改善を促す。
- 三 訓告：厳重に注意を与え、反省及び改善を促す。
- 2 前項の懲戒は校長が決定し、申し渡す。
- 3 停学の期間は修業年限に算入するものとする。
- 4 学則及び学生準則等に違反するが、懲戒には至らないと認められる場合は、注意を与える。
- 5 前項の注意は、学生主事、学生副主事、学生主事補、学科長（専攻科生においては専攻長）、担任が行う。

### (懲戒等の対象行為)

**第3条** 懲戒等の対象となり得る行為は、次の各号のとおりとする。

- 一 法令に違反する行為（交通違反・事故を含む）
- 二 試験・研究における不正行為（カンニング・剽窃・データの捏造・改ざんなど）
- 三 人の尊厳を侵害する行為（差別・侮辱・いじめ・ハラスメント・盗撮・名誉毀損など）
- 四 飲酒・喫煙に関する違反及びそれらを強要・助長する行為
- 五 暴力行為・危険行為（危険物の持ち込み、危険な薬物使用・所持など）
- 六 他人の財物に関わる不正行為（窃盗・詐欺・恐喝など）
- 七 学校の施設・設備・ネットワークの不正利用や故意の破損行為
- 八 情報倫理に反する行為（プライバシーや著作権の侵害、SNSの不適切な利用など）
- 九 学生準則等に違反する行為（服装・通学方法などの規定違反）
- 十 その他、学校の秩序を乱す行為や学校の名誉・信用を損なう行為

### (懲戒等の指針)

**第4条** 前条に掲げた行為に対する懲戒等の処分内容は別表のとおりとする。ただし、具体的な内容の決定に当たっては、対象となる行為の動機、結果や対応、故意・過失の度

合い、他の学生や社会に与える影響等を含め総合的に勘案する。

- 2 過去に懲戒等を受けた者が、再び懲戒等に相当する行為を行った場合は、必要に応じてより厳格な懲戒等を行うことができる。

#### (懲戒等の対象となる行為の調査)

**第5条** 学生主事は、第3条に掲げられた懲戒等の対象となる行為を知り得た場合は、校長へ報告するとともに、学生小委員会で調査する。

- 2 学生主事は、必要に応じて学生小委員会委員以外の教員を調査に加えることができる。
- 3 調査に当たっては、懲戒等の対象行為を行った学生及び関係者に対する事実確認を行うなど、公正かつ十分な調査を行う。
- 4 調査及び事実確認を行うに当たって、対象行為を行った学生に対して弁明の機会を与えなければならない。

#### (懲戒等の手続)

**第6条** 学生に対する懲戒等は、前条の調査結果及び対象行為を行った学生の弁明を踏まえて、原則として第4条に基づき、学生小委員会で審議し校長がこれを決定する。ただし、審議により懲戒に当たらないと判断された場合は、学生主事の判断により注意を与えることができる。なお、懲戒等の対象となる行為を行った学生が専攻科生の場合は、学生小委員会と専攻委員会の合同委員会により審議を行う。

- 2 前項において、停学が相当であると判断された場合は、停学期間についても併せて学生小委員会で審議し、校長がこれを決定する。
- 3 第1・2項において無期停学以上（無期停学・退学等）の処分が必要と判断される場合、企画運営会議を開きこれを審議決定する。
- 4 懲戒等の処分が決定する前であっても、校長が必要と判断した場合は、対象の学生に謹慎を命ずることができる。

#### (懲戒等と学籍異動)

**第7条** 停学処分となった学生から当該停学期間を含む休学の願い出があった場合は、原則これを受理しないものとする。

#### 附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条第1項）

香川高等専門学校 学生標準処分基準表（第3条に対応）

| 懲戒等の対象となる行為                                   | 懲戒 |    |    | 注意 |
|-----------------------------------------------|----|----|----|----|
|                                               | 退学 | 停学 | 訓告 |    |
| 一 法令に違反する行為（交通違反・事故を含む）                       | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 二 試験・研究における不正行為<br>（カンニング・剽窃・データの捏造・改ざんなど）    |    | ○  | ○  | ○  |
| 三 人の尊厳を侵害する行為<br>（差別・侮辱・いじめ・ハラスメント・盗撮・名誉毀損など） | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 四 飲酒・喫煙に関する違反及びそれらを強要・助長する行為                  |    | ○  | ○  | ○  |
| 五 暴力行為・危険行為<br>（危険物の持ち込み，危険な薬物使用・所持など）        | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 六 他人の財物に関わる不正行為（窃盗・詐欺・恐喝など）                   | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 七 学校の施設・設備・ネットワークの不正利用や故意の破損行為                |    | ○  | ○  | ○  |
| 八 情報倫理に反する行為<br>（プライバシーや著作権の侵害，SNS の不適切な利用など） | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 九 学生準則等に違反する行為<br>（服装・通学方法などの規定違反）            |    |    | ○  | ○  |
| 十 その他，学校の秩序を乱す行為や学校の名誉・信用を損なう行為               | ○  | ○  | ○  | ○  |

\* 規程第4条第2項に当てはまる事例の場合は，この限りではない。